



発行 東京都

目次

告示

- 東京都屋外広告物条例第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域の指定……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による一団地の区域（三件）……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…

公告

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 平成三十年六月四日付東京都告示第八百二十六号……………

告示

- 東京都告示第千三百十八号
東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号、以下「条例」という。）第十五条第五号に規定する専ら歩

行者の一般交通の用に供する道路の区域（以下「歩行者道」という。）を次のとおり指定したので、条例第十八条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十日
東京都知事 小池 百合子

道路名	区域		延長（メートル）	条例第十五条の規定が適用される部分
	起点	終点		
特別区道 中日第二 八四号線	中央区日 本橋二丁 目五番先	中央区日 本橋二丁 目四番先	約六七	地下部 分の歩 行者道
特別区道 中日第二 〇号線	中央区日 本橋二丁 目十番先	中央区日 本橋二丁 目十一番 先	約二二	地下部 分の歩 行者道

●東京都告示第千三百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日
東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番
葛飾区新宿六丁目二千四百番二十一
平成三十年九月
四日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日
東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

- 対象区域の地名地番
認定年月日
北区志茂三丁目四十三番一、同番六、平成三十年九月
四十四番二十六、四十五番三十八か
四日
ら同番四十まで、四十六番七、同番
八、志茂四丁目四十八番二、同番三、
同番十一から同番十四まで、同番十
九、同番二十二、同番二十五、同番
二十六、同番四十七、同番五十三及
び同番五十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

●東京都告示第千三百二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十日

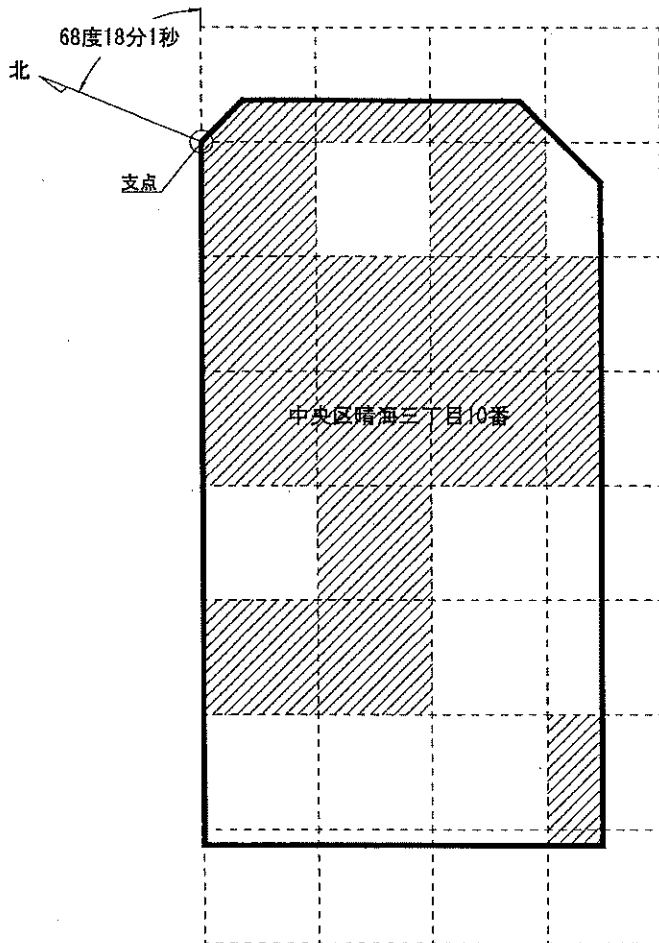
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区晴海三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、中央区晴海三丁目10番の最北端とする。

【格子の回転角度(68度18分1秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。